

さいたま市教組の措置要求

【報告】

さいたま市教職員組合

鴨下時夫

行政情報開示請求書

2010 年 11 月 11 日

（実施機関名）

請 求 者	郵便番号	173-0031
	住所（所在地）	東京都板橋区大谷町1丁目3-10
	氏名 （名称・代表者氏名）	鵜下 時夫
	電話番号	03-3958-8597
	法人等の連絡先	

さいたま市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の開示の請求をします。

開示請求に係る 行政情報の名称 又は内容	平成19年12月14日付で提出した申訴書に対する市教委の 回答及びいっさい委員会の対応の文書 及び 平成22年5月24日付 で提出した申訴書に対する市教委の回答及びいっさい委員会の 対応の文書
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 ③ 写しの交付（郵送希望 有・無）
備考	

（注）各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

〔処理欄〕この欄には記入しないでください。

受付印	担当課 人事委員会事務局 任用調査課	收受印
さいたま市 浦和区役所 くらし応援室 22.11.11 第 553 号 受付	電話番号 (内線) 048-829-1778	

申 告 書

平成22年5月24日

さいたま市人事委員会委員長様

申告者 さいたま市立辻小学校 事務主任

鴨 下 時 夫

職場 048(862)1072

労働安全衛生法第97条の規定により、次の申告をします。

事業所名 さいたま市立辻小学校
所在地 さいたま市南区辻6-3-28

- 申告の内容
- 1 さいたま市では労働安全衛生法で定められている規定に対して実施していないものがある。特に、学校に県費職員にパソコンが導入されたが、VDT基準等が学校には定められていない。そのために、パソコンを使用するに当たり労働環境が整備されていない。国やさいたま市で定められているVDT基準の指針等に照らし合わせてもパソコンの設置場所（職員室等）が適していない。
 - 2 文部科学省では平成19年に小・中学校の労働安全衛生体制が不十分であるとして別紙の通り通知文を出しました。さいたま市においても同様に労働安全衛生体制が法律通りに確立されていません。さいたま市においても文部科学省の指摘するとおりに労働安全衛生体制を確立すべきです。
 - ・勤務の就業及び終了の記録
 - ・長時間勤務に対する医師等の問診の体制
 - 3 平成19年12月4日付で行った申告に対して、その内容に対して学校現場ではまだ改善されておらず違法状態である。

など、学校現場においては労働安全衛生法に定められている規定が実施されていません。文部科学省でも学校現場での労働安全衛生体制が不十分であるとして通知文も出ています。是非、監督権者の指導で学校現場にも労働安全衛生体制を実施して、働きやすい労働環境をつくっていただきたいと思います。労働安全衛生法第97条の申告とさせていただきます。

さいたま市立学校職員安全衛生規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、学校職員の職場における労働災害の防止及び健康の保持増進を図るため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という)その他の法令に基づき、職員の安全及び衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 事業者 さいたま市教育委員会をいう
所属長 各学校の長及びこれに準ずる者をいう
- 2 職員 さいたま市立小中学校に勤務する者のうち、常時勤務に服することを要する者及び常時勤務を服することを要しない者でその勤務形態が常時勤務を要する者に準ずると認められるものをいう。ただし、給食事業場の技能員を除く。

(事業者及び所属長、職員の責務)

第3条 事業者及び所属長は、安全衛生に関する法令及びこの規則に定める事項を守り、職員の職場における労働災害の防止及び健康の保持増進を促進しなければならない。

- 2 職員は、事業者及び所属長が職場における労働災害の防止及び健康の保持増進のため実施する措置について協力するよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生委員会の設置)

第4条 教育委員会に総括安全衛生委員会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、教育長が認めるときは、二つ以上の所属所について合同して、安全衛生委員会を置くことができる。

(総括安全衛生委員会の組織)

第5条 総括安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1 総括安全衛生管理者
- 2 安全又は衛生に関連を有する職にある者のうちから教育長が選任した者
- 3 産業医のうちから教育長が指名した者
- 4 安全衛生について経験を有する者のうちから教育長が選任した者
- 2 総括安全衛生委員会の委員のうち半数については、労働組合その他の職員団体の推薦に基づき選任する者とする
- 3 総括安全衛生委員会の委員長は、安全衛生管理者である委員をもってあてる。
- 4 委員長は、当該安全衛生委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(総括安全衛生委員会の所掌事項)

第6条 総括安全衛生委員会は、次の事項を調査審議し、必要に応じて教育長に長に対して意見を述べることができる。

- 1 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 2 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 3 安全衛生に関する管理体制及び規定の整備に関すること

- 4 前3号に掲げるもののほか、職員の健康に関すること
- 5 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- 6 衛生教育に関すること
- 7 職員の健康障害の原因及び調査に及び再発防止のための措置に関すること
- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、教育長及び安全衛生管理者に対して勧告し、又は、衛生管理者、衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 3 産業医を置かない小中学校には、二つ以上の所属所を合同して産業医を置く。
(衛生委員会の組織)
- 第14条 法第18条の規定に基づき、さいたま市学校設置条例(平成13年条例第113号)第2項に規定する学校(以下「市立学校」という。)のうち、職員が常時50人以上の学校に置く。衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 1 当該所属所においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから所属長が指名した者
 - 2 衛生管理者
 - 3 産業医
 - 4 所属所の職員で安全又は衛生について経験を有するもののうちから所属長が選任した者
- 2 衛生委員会の委員のうち半数については、労働組合その他の職員団体の推薦に基づき選任する者とする
- 3 衛生委員会の委員長は、前項1で指名した者をあてる
- 4 委員長は、当該衛生委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、委員の三分の一以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 7 所属長は、衛生委員会の委員を選任したときは、衛生委員選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- (衛生委員会の運営)
- 第15条 衛生委員会の会議は、委員長が招集し、月1回以上開催する。
 - 2 委員長は、衛生委員会の会議の議長となる。
 - 3 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 4 委員長は、衛生委員会を開いたときは、その都度衛生委員会開催状況報告書により、教育長に報告しなければならない。
- (衛生管理者の設置)
- 第16条 法第12条第1項に規定する衛生管理者は、さいたま市学校設置条例(平成13年条例第113号)第2項に規定する学校(以下「市立学校」という。)のうち、職員が常時50人以上の学校に置く。
 - 2 衛生管理者は、都道府県労働基準局長の免許を受けたものその他労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第三十二号)第10条に定める資格を有するもののうちから、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを選出する。
 - 3 所属長は、衛生管理者を選出したときは、衛生管理者選出報告書(様式第1号)により、直ちに総括衛生管理者に報告しなければならない。
- (衛生管理者の職務)
- 第17条 衛生管理者は、第5条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。
 - 2 衛生管理者は、定期的に作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断の補助)

第27条 産業医は、健康診断を行おうとする際、衛生管理者、衛生推進者その他産業医が適当と認められる者に当該健康診断に係る事務の補助をさせることができる。

(健康診断の周知)

第28条 教育長は、健康診断を行うときは、所属長にあらかじめその旨を通知するものとする。

- 2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに所属職員に通知するとともに、指定された期間内に健康診断を受診させなければならない。

(健康診断の受診義務)

第29条 職員は、指定された期間内に健康診断を受診しなければならない。ただし、ただし、教育長の承認を得た上、当該健康診断の項目に相当する項目について他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書類を教育長に提出した職員については、この限りではない。

(健康診断の結果の判定等)

第30条 産業医は、健康診断の結果を別表の健康管理指導区分の欄に掲げる区分により判定し、これに必要な意見を付した上、教育委員会に報告しなければならない。ただし、産業医が必要と認めたときは、同欄に掲げる区分によらないで健康診断の結果を判定しすることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、所属長及び健康診断を受診した職員に対し、直ちに当該健康診断の結果を通知するとともに、適切な指示を与えなければならない。

(事後措置)

第31条 教育委員会は、前条第1項の規定による健康診断の結果の判定に基づき、勤務条件等について適切な措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の措置を講ずるに当たり、健康診断の結果が別表の健康管理区分の欄に掲げる区分により判定されたときは、当該区分に応じ、同表の事後措置の欄に定める基準に従わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、当該職員の健康状態等を考慮して別表の事後措置の基準の欄に定める基準により難いと認めるときは、産業医等の意見を聴いた上、当該職員の健康管理を行うため必要と認められる特別の措置を講ずるものとする。

第5章 職場環境の管理

(快適な職場環境形成の措置)

第32条 総括安全衛生管理者は、職員の快適な職場環境の形成のために、法第23条、法第24条、法第70条及び法第71条の2に係る措置を講ずるようにしなければならない。

- 2 所属長は、前項に定める総括安全衛生管理者の講ずる措置を、各学校において促進しなければならない。

第6章 雑 則

(秘密の保持)

第33条 職員の安全衛生に関する業務に現に従事し、又は従事した職員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(法令等の周知)

第34条 所属長は、安全及び衛生に関する法令等について、関係職員に周知させなければならない。

申 告 書

平成19年12月14日

さいたま市人事委員会委員長様

申告者 さいたま市立新開小学校 事務主幹

鴨 下 時 夫

職場 048(864)6741



労働安全衛生法第97条の規定により、次の申告をします。

事業所名 さいたま市立新開小学校
所在地 さいたま市桜区新開2-18-1

申告の内容 さいたま市で定められている労働安全衛生法に関する規定では、法に照らし合わせて不備及び実施されていない規定もあるので、以下について法第97条の規定により申告します。

1. さいたま市の各学校において労働安全衛生法第23条に基づく照明をはじめとした規定に基づく測定等が実施されていない。
2. 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育が新規採用者及びパソコンなどの導入時に実施されていない。
3. 学校にコンピューターなどが導入されたにもかかわらず、VDＴ基準が制定されていない。
4. 労働者50人以下の職場では、労働安全衛生法第12条の2により衛生推進者を選出しなければならないが、選任に当たってどのように選出されたのか不明、また、規則第12条の4によりその氏名を周知しなければならないようになってはいるが行われていない。また、選出に当たり資格のない人には講習等を受けるようになってはいるが市職の人についてはその予算が計上されているが学校職員については予算化がされておらず、個人で負担するようになってはいる。さらに、さいたま市では衛生推進者が業務を行った時には日誌を記入し5年間の保存が定められているが、実施されていない。
5. 定期健康診断が実施されているが、その取り扱いについて、適正にされていない。本校でも、人間ドックなど他で健康診断を実施した職員がいるがその結果を提出しているが、その結果に基づいて適正な管理が行われていない。
 - 1 人間ドックなどの結果を提出しているが、その後の校医などによる問診が行われていない。
 - 2 結果の後、異常がある場合など勤務の軽減などが定められているが、それらが適正に扱われていない。また、勤務の軽減や勤務時間の短縮など服務関係について条例が対応できていない。
 - 3 要検などの時、医師による事情聴取が、2月以内に義務づけられているが実施されていない。(規則151条の2)
6. 50人以下の職場において、安全及び衛生に関する意見が聞かれていない。(規則23条の2) また、50人以上の職場においても、衛生委員会が毎月行われていない。(法18条)
7. 市職員については、各事業書の上部段階で統括の衛生委員会などが実施されていますが、学校においては各学校段階で止まっており教育委員会段階での衛生委員会など、公平性などの観点から必要と思われます。ぜひ、市教委段階に衛生委員会の設置をさせて下さい。

など、学校現場においては労働安全衛生法が適用事業所になっているにもかかわらず、ほとんど定められた事項が実施されていません。この中には罰則があるにもかかわらず実施されていない事項もあります。現状は法律的にも多くの問題を抱えており、さ

(別紙) 照会事項

1 申告における指摘事項 1

さいたま市では労働安全衛生法で定められている規定に対して実施していないものがある。特に、学校に県費負担職員にパソコンが導入されたが、VDT基準等が学校には定められていない。そのために、パソコンを使用するに当たり労働環境が整備されていない。国やさいたま市で定められているVDT基準の指針等に照らし合わせてもパソコンの設置場所(職員室等)が適していない。

(照会事項 1)

- ① 学校職員を対象としたVDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインの作成については、平成20年5月28日付け人任第349号指導票にて改善すべき事項としていますが、その後の状況について回答してください。

さいたま市では、学校職員を含めた「さいたま市職員のVDT作業における労働衛生管理基準」を規定している。

学校職員を対象としたVDT作業における労働衛生管理においては、市立の各小・中・高・特別支援学校長、幼児教育センター附属幼稚園宛に、VDT業務(ワープロ、パソコン)を概ね1日平均2時間以上従事している県費負担教職員及び市立高校の校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手の内、希望者を対象に健康診断を実施している。検査の内容は、眼科的検査、整形外科的内容(質問票による調査、診察、視力検査、握力、タッピング等の検査)で、平成20年度は小・中・高・特別支援学校、幼児教育センター附属幼稚園教職員のうち104人、平成21年度は69人が受診を希望し、検査を実施済みである。(教職員課 回答)

- ② パソコンの設置場所の状況について回答してください。また、国及びさいたま市で定めているVDT作業における労働衛生の基準等に照らして妥当な状況かどうか合わせて確認してください。

パソコンの設置場所は職員室である。さいたま市立教育研究所が、「VDT作業時の姿勢、注意事項」を出し、新規採用養護教諭にも「VDT作業時における労働安全衛生について」の研修を実施し、設置環境の改善に各学校で努めている状況である。(教職員課 回答)

2 申告における指摘事項2

文部科学省では平成19年に小・中学校の労働安全衛生体制が不十分であるとして別紙の通り通知文を出しました。さいたま市においても同様に労働安全衛生体制が法律通りに確立されていません。さいたま市においても文部科学省の指摘するとおり労働安全衛生体制を確立すべきです。

- ・勤務の就業及び終了の記録
- ・長時間勤務に対する医師等の問診の体制

(照会事項2)

- ① 教職員の勤務の就業及び終了の記録など、就業時間帯の把握・管理の状況を回答してください。

勤務時間帯の把握調査については、教職員の職務の内容が専門的で、仕事の自身・手順を自己判断・自己決定することが多く、一斉に同室で職務を行わないなどの、職務の特殊性もあり、物理的あるいは量的に勤務時間を把握することが難しい状況にあるため、実施していない。

しかし、学校管理訪問等を通して勤務時間の割振りや教職員の休暇の取得状況等の調査をしており、勤務時間の適正な割振り、週休日等の割振り変更簿の活用、校務分掌の見直し、諸会議の精選等について校長への指導を通し適正な管理を図っているところである。(教職員課 回答)

- ② 教職員に対して、週37時間45分を超える労働が、1月当たり100時間(又は80時間)を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、当該教職員の申出を受け、医師による面接指導を受けることができる面接指導体制が整備されているかどうか回答してください。

全教職員を対象に学校医による問診、健康相談を実施している。

この問診と健康相談で、100時間を越える労働に対する面接についても対応している。(教職員課 回答)

3 申告における指摘事項3

平成 19 年 12 月 4 月付けで行った申告に対して、その内容に対して学校現場ではまだ改善されておらず違法状態である。

(照会事項3)

(1) 平成 20 年 5 月 28 日付け人任第 348 号是正勧告において指摘した次の事項について、現在の状況を回答してください。

① 学校職員について、雇い入れたとき又は作業内容を変更したときに安全衛生教育を行なっていないこと。(労働安全衛生法第 59 条)

さいたま市としては、初任者研修会、新規採用養護教諭研修会、校長管理研修会等で、研修を実施している。(教職員課 回答)

② 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取について適切に実施されていないこと。(労働安全衛生法第 66 条の 4)

「平成 22 年度教職員定期健康診断(診察等)の実施について(通知)」により健康診断結果を参考に学校医による健康診断を実施している。その際、人間ドック等を受診し、健康診断を希望する場合は、人間ドック等の結果を持参し、受診させている。

なお、校長管理研修会等でも健康診断の結果についての医師等からの意見聴取について適切に行うように指導し、医師会にも協力を要請している。(教職員課 回答)

③ 安全衛生推進者等の氏名の周知が適切に行なわれていないこと。(労働安全衛生規則第 12 条の 4)

衛生管理者等については、現在、職員会議にて氏名の適切な周知をしています。平成 21 年度、数校において衛生管理者等の周知を図っていなかったため、平成 22 年 9 月 3 日(金)開催の平成 22 年度第 2 回市立学校等校長研究協議会において、労働安全衛生規則第 12 条の 4 について確認し、衛生管理者等の周知の必要性及びその徹底について指導した。また併せて、すべての学校に対し、当該規則においては、周知方法について「掲示」が例示されていることを説明し、今後は「掲示」により周知を行うよう指示した。(教育総務課 回答)

- ④ 毎月1回以上、衛生委員会を開催していないこと。(労働安全衛生規則第23条)

平成21年度においては、衛生委員会設置13校中11校において、衛生委員会の会議を開催しています。回数については、最も少ない学校が1回、最も多い学校が10回となっている。「毎月1回以上の開催」については、今後とも指導していく考えであり、平成22年9月3日(金)開催の平成22年度第2回市立学校等校長研究協議会においても、全校長に対し周知徹底を行った。(教育総務課 回答)

- ⑤ ねずみ、昆虫等の生息状況等の調査について、定期的に、統一的に実施されていないこと。(事務所衛生基準規則第15条第2号)

校長会など機会を捉えて、定期的に、統一的に実施するよう指導していく。(健康教育課 回答)

- (2) 平成20年5月28日付け人任第349号指導票において改善を求めた次の事項について、現在の状況を回答してください。

- ① 学校職員についてVDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインを作成していないこと。

※照会事項1-①で照会済みのため回答不要。

- ② 衛生推進者について衛生日誌の記載等職務上の記録の整備を適切に実施していないこと。

毎年5月に、前年度の安全衛生体制等の照会による調査を行い、衛生日誌等職務上の記録については、実態調査を行っています。平成21年度においては、39校において記録を行っている。

今後とも、適切な運用を図るために、平成22年9月3日(金)開催の平成22年度第2回市立学校等校長研究協議会においても、全校長に対し指導をした。その際、衛生日誌の様式及びその記入例も配付し、周知徹底を図った。(教育総務課 回答)

- ③ 労働安全衛生法第66条の5に規定される健康診断実施後の措置として事業者がとりうる事後措置の基準を定めていないこと。

現在のところ健康診断実施後の措置としては、医師からの意見聴取をふまえ各学校長が実施しているため、事後措置の基準といえるものはない。

また、労働安全衛生法に基づく健康管理については、全教職員を対象とした健康診断を実施するとともに、校長に対して教職員の健康状況を把握し、健康診断や学校医による問診等の後に、健康面で配慮が必要な教職員には校務分掌等の負担を軽減するように指導を行っている。さらに、管理職を対象とした安全衛生に関する研修会も実施している。

今後も、医師会と検討を重ねながら、研究していきたい。(教職員課 回答)

- ④ 労働安全衛生規則第23条の2に基づく安全又は衛生に関する意見の聴取は、随時行なわれているところであるが、意見の聴取の機会について、より一層の周知を図ること。

労働安全衛生規則第23条の2に基づく安全又は衛生に関する意見の聴取は、随時行っている。今後ともその周知を図っていくため、平成22年9月3日(金)開催の平成22年度第2回市立学校等校長研究協議会においても、全校長に対し周知徹底を行った。(教育総務課 回答)

4 その他

(上記3項目)など、学校現場においては労働安全衛生法に定められている規定が実施されていません。文部科学省でも学校現場での労働安全衛生体制が不十分であるとして通知文も出ています。是非、監督権者の指導で学校現場にも労働安全衛生体制を実施して、働きやすい労働環境をつくっていただきたいと思います。

(照会事項4)

- ① 労働安全衛生管理体制の整備状況について、衛生管理者、衛生推進者、産業医、衛生委員会等について、それぞれの設置が義務つけられている学校数とその整備状況について回答してください。

なお、回答にあたっては、平成18年4月3日及び平成19年12月6日付け文部科学省通知文書を踏まえてご回答いただくようお願いいたします。

平成22年度において、衛生管理者を選任しなければならない学校は14校で、そのすべての学校において衛生管理者が選任されている。衛生推進者を選任しなければならない学校は150校で、そのすべての学校において衛生推進者が選任されている。産業医を選任しなければならない学校は14校で、そのすべての学校と設置義務がないものの選任している2校を併せ16校において産業医が選任されている。衛生委員会を設置しなければならない学校は14校で、そのすべての学校において衛生委員会が設置されている。(教育総務課 回答)

申 告 書

平成 22 年 5 月 24 日

さいたま市人事委員会委員長様

申告者 さいたま市立辻小学校 事務主任

鴨 下 時 夫

職場 048 (862) 1072

労働安全衛生法第97条の規定により、次の申告をします。

事業所名	さいたま市立辻小学校
所在地	さいたま市南区辻 6-3-28

- 申告の内容
- 1 さいたま市では労働安全衛生法で定められている規定に対して実施していないものがある。特に、学校に県費職員にパソコンが導入されたが、VDT基準等が学校には定められていない。そのために、パソコンを使用するに当たり労働環境が整備されていない。国やさいたま市で定められているVDT基準の指針等に照らし合わせてもパソコンの設置場所（職員室等）が適していない。
 - 2 文部科学省では平成19年に小・中学校の労働安全衛生体制が不十分であるとして別紙の通り通知文を出しました。さいたま市においても同様に労働安全衛生体制が法律通りに確立されていません。さいたま市においても文部科学省の指摘するとおり労働安全衛生体制を確立する必要があります。
 - ・勤務の就業及び終了の記録
 - ・長時間勤務に対する医師等の間診の体制
 - 3 平成19年12月4日付で行った申告に対して、その内容に対して学校現場ではまだ改善されておらず違法状態である。

など、学校現場においては労働安全衛生法に定められている規定が実施されていません。文部科学省でも学校現場での労働安全衛生体制が不十分であるとして通知文も出ています。是非、監督権者の指導で学校現場にも労働安全衛生体制を実施して、働きやすい労働環境をつくっていただきたいと思います。労働安全衛生法第97条の申告とさせていただきます。

人任第 348号
平成20年5月28日

さいたま市教育委員会
教育長・藤間 文隆 様

さいたま市人事委員会
委員長 北條 神一郎



是 正 勧 告

労働基準法別表第1第12号に掲げる事業に該当する資管轄下の学校における次の労働安全衛生法違反について、それぞれ所定期日までに是正のうえ、遅滞なく報告するよう、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく職権により勧告します。

法条項等	違 反 事 項	是正期日
労働安全衛生法 第59条	学校職員について、雇い入れたとき又は作業内容を変更したときに安全衛生教育を行なっていないこと。	平成20年6月30日
労働安全衛生法 第66条の4	健康診断の結果についての医師等からの意見聴取について適切に実施されていないこと。	平成20年6月30日
労働安全衛生規 則第12条の4	安全衛生推進者等の氏名の周知が適切に行なわれていないこと。	平成20年6月30日
労働安全衛生規 則第23条	毎月1回以上、衛生委員会を開催していないこと。	平成20年6月30日
事務所衛生基準 規則第15条第2 号	ねずみ、昆虫等の生息状況等の調査について、定期的に、統一的に実施されていないこと。	平成20年6月30日

人任第 349号
平成20年5月28日

さいたま市教育委員会
教育長 藤間 文隆 様

さいたま市人事委員会
委員長 北條 神一郎



指 導 票

労働基準法別表第1第12号に掲げる事業に該当する貴管轄下の学校における下記事項について、改善措置をとられるようお願いいたします。なお、改善の状況については、平成20年6月30日までに報告してください。

(指導事項)

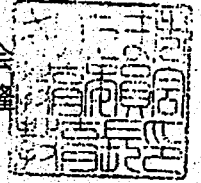
平成20年1月及び4月の調査に関し、以下の点に改善の余地があると判断されるので改善の措置を講じてください。

- 1 学校職員についてVDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインを作成していないこと。
- 2 衛生推進者について衛生日誌の記載等職務上の記録の整備を適切に実施していないこと。
- 3 労働安全衛生法第66条の5に規定される健康診断実施後の措置として事業者がとりうる事後措置の基準を定めていないこと。
- 4 労働安全衛生規則第23条の2に基づく安全又は衛生に関する意見の聴取は、随時行なわれているところであるが、意見の聴取の機会について、より一層の周知を図ること。

教管教総第 879 号
平成 20 年 7 月 9 日

さいたま市人事委員会
委員長 北條 神一郎 様

さいたま市教育委員会
教育長 藤間 文隆



是 正 報 告 書

平成 20 年 5 月 28 日人任第 349 号により指導を受けた事項につき、以下のとおり現在の取り組みを報告します。

(報告事項)

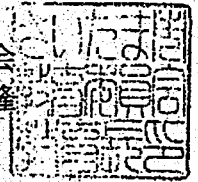
- 1 「さいたま市職員の VDT 作業における労働衛生管理基準」を調査研究し、学校職員を対象としたガイドライン作成に努めていきます。
- 2 衛生推進者を任命する際に労働安全衛生規則第 23 条（委員会の会議について）を文書で通知し、周知を図りました。
また、平成 20 年 8 月 18 日に市内全校の学校長を対象とした学校労働安全衛生管理研修を計画しており、さらに徹底を図っていきます。
- 3 学校保健法施行規則第 13 条及び別表第 2、さいたま市職員安全衛生管理規程第 21 条及び別表第 9 を参考に事後措置の基準を検討していきます。
- 4 衛生管理者等の任命及び衛生推進者の任命の際にさいたま市立学校職員衛生管理要綱第 4 条（衛生管理者）、同 5 条（衛生推進者）を文書で通知し、周知を図りました。
また、平成 20 年 8 月 18 日に市内全校の学校長を対象とした学校労働安全衛生管理研修を計画しており、さらに徹底を図っていきます。



教管教総第878号
平成20年7月9日

さいたま市人事委員会
委員長 北條 神一郎 様

さいたま市教育委員会
教育長 藤間 文隆



是 正 報 告 書

平成20年5月28日人任第348号により指摘を受けた労働安全衛生法違反について、下記のとおり現在の取り組みを報告します。

違反の法条項 指 導 事 項	是正内容	是正完了 年 月 日
労働安全衛生法 第59条	初任者研修等で取り組んでいきます。	
労働安全衛生法 第66条の4	平成20年7月11日に実施する「第2回校長 学校管理研修会」で学校長に指導します。 また、学校管理訪問で、各学校長に指導しま す。	
労働安全衛生規 則第12条の4	衛生推進者を任命する際に規則第12条の4 (氏名の周知)を文書で通知し、周知を図り ました。(平成20年6月3日) また、平成20年8月18日に市内全校の学校 長を対象とした学校労働安全衛生管理研修 を計画しており、さらに徹底を図っていきま す。	
労働安全衛生規 則第23条	衛生管理者等を任命する際に規則第23条(委 員会の会議)を文書で通知し、周知を図りま した。(平成20年6月6日) また、平成20年8月18日に市内全校の学校 長を対象とした学校労働安全衛生管理研修 を計画しており、さらに徹底を図っていきま す。	
事務所衛生基準 規則第15条第2 号	定期的に、統一的に調査を実施していきま す。	

報告に当たっての注意事項

- 1 所定期日までに是正完了できない場合は、是正に向けた取組状況を報告し
てください。
- 2 是正状況等が記入しきれないときは、別紙をつけてください。
- 3 必要に応じて内容のわかる資料を添付してください。



教管教総第1468号
平成22年9月17日

さいたま市人事委員会
委員長 北條 神一郎 様

さいたま市教育委員会
教育長 桐 淵 博



労働安全衛生法第97条に基づく労働者の申告に関する調査について(回答)

平成22年7月14日付け人任第540号で御照会のありました標記の件につきまして、別添により回答いたします。



担当 管理部教育総務課
佐藤 塚越
内線 3916



是 正 勸 告 書

人任第 1489号
平成23年1月25日

さいたま市教育委員会
教育長 桐 淵 博 様

さいたま市人事委員会
委員長 加 村 啓



労働基準法別表第1第12号に掲げる事業に該当する貴管轄下の学校における次の労働安全衛生法違反について、それぞれ所定期日までに是正のうえ、遅滞なく報告するよう、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく職権により勧告します。

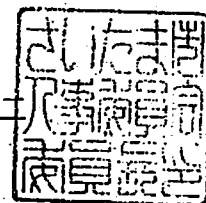
法条項等	違 反 事 項	是正期日
労働安全衛生法 第66条の8第1 項 (労働安全衛生 規則第52条の 2、第52条の3)	長時間勤務の教職員への医師による面接 指導を適切に行っていないこと。	平成23年2月28日
労働安全衛生法 第66条の4 (労働安全衛生 規則第51条の 2)	健康診断の結果についての医師等からの 意見聴取を適切に行っていないこと。	平成23年2月28日
労働安全衛生法 第12条の2 (労働安全衛生 規則第12条の 4)	衛生推進者の氏名の周知を適切に行なっ ていないこと。	平成23年2月28日



人任第 1491号
平成23年1月25日

さいたま市教育委員会
教育長 桐 淵 博 様

さいたま市人事委員会
委員長 加 村 啓



労働安全衛生管理に関する事項の指導等について（通知）

本委員会は、本日、貴管轄下の学校の労働安全衛生管理の状況について、是正勧告等を行いました。

つきましては、今後、貴委員会において法令に基づく労働安全衛生管理の適切な実施に向け、各学校長に対する指導等を行うとともに、その実施状況の把握に努められるよう通知します。

担当 人事委員会事務局
任用調査課 山本
内線 4613

法条項等	違反事項	是正期日
労働安全衛生法 第18条第1項 (労働安全衛生 規則第23条)	衛生委員会を毎月1回以上開催していないこと。	平成23年2月28日
労働安全衛生法 第23条 (事務所衛生基 準規則第15条第 2号)	ねずみ、昆虫等の生息状況等の調査を定期に、統一的に実施し、当該調査の結果に基づき、必要な措置を講じていないこと。	平成23年2月28日



指 導 票

人任第 1490号
平成23年1月25日

さいたま市教育委員会
教育長 桐 淵 博 様

さいたま市人事委員会
委員長 加 村 啓



労働基準法別表第1第12号に掲げる事業に該当する貴管轄下の学校における下記事項について、改善措置をとられるようお願いいたします。

なお、改善の状況については、平成23年2月28日までに報告してください。

(指導事項)

平成22年7月及び11月の調査により、以下の点に改善の余地があると判断されるので改善の措置を講じてください。

- 1 教職員に対して、「さいたま市職員のVDT作業における労働衛生管理基準」の周知をすること。
また、パソコンの作業環境等について、当該基準に基づき適切に管理すること。
- 2 労働時間について、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の趣旨に則り、その把握に向けて貴委員会として適切な手法を定め、それに基づき把握すること。
- 3 衛生推進者について、「さいたま市立学校職員衛生管理要綱」第5条第4項第4号に規定される衛生日誌の記録及び保存を適切に実施すること。

- 4 労働安全衛生法第66条の5第1項に規定される健康診断実施後の措置については、法令の趣旨に基づき、貴委員会として基準を定めるとともに、各学校長に対し、同基準の周知を図ること。
- 5 労働安全衛生規則第23条の2に基づく安全又は衛生に関する意見の聴取は、随時行われているところであるが、意見の聴取の機会について、より周知を図ること。

- 4 労働安全衛生法第66条の5第1項に規定される健康診断実施後の措置については、法令の趣旨に基づき、貴委員会として基準を定めるとともに、各学校長に対し、同基準の周知を図ること。
- 5 労働安全衛生規則第23条の2に基づく安全又は衛生に関する意見の聴取は、随時行われているところであるが、意見の聴取の機会について、より周知を図ること。



人任第 1491号
平成23年1月25日

さいたま市教育委員会
教育長 桐 淵 博 様

さいたま市人事委員会
委員長 加 村 啓



労働安全衛生管理に関する事項の指導等について（通知）

本委員会は、本日、貴管轄下の学校の労働安全衛生管理の状況について、是正勧告等を行いました。

つきましては、今後、貴委員会において法令に基づく労働安全衛生管理の適切な実施に向け、各学校長に対する指導等を行うとともに、その実施状況の把握に努められるよう通知します。

担当 人事委員会事務局
任用調査課 山本
内線 4613